

セーフティネット保証 4 号関連融資利用者に対する保証料補助金について

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害による売上高減少等の事由により、セーフティネット保証 4 号に関する融資を利用した市内中小企業者に対し、保証料相当額の一部を「令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に対応するための保証料補助金交付要綱」に基づき補助します。

※要綱・書式等は、市ホームページから閲覧またはダウンロードができます。「補助金交付要綱」をよくお読みのうえ申請してください。

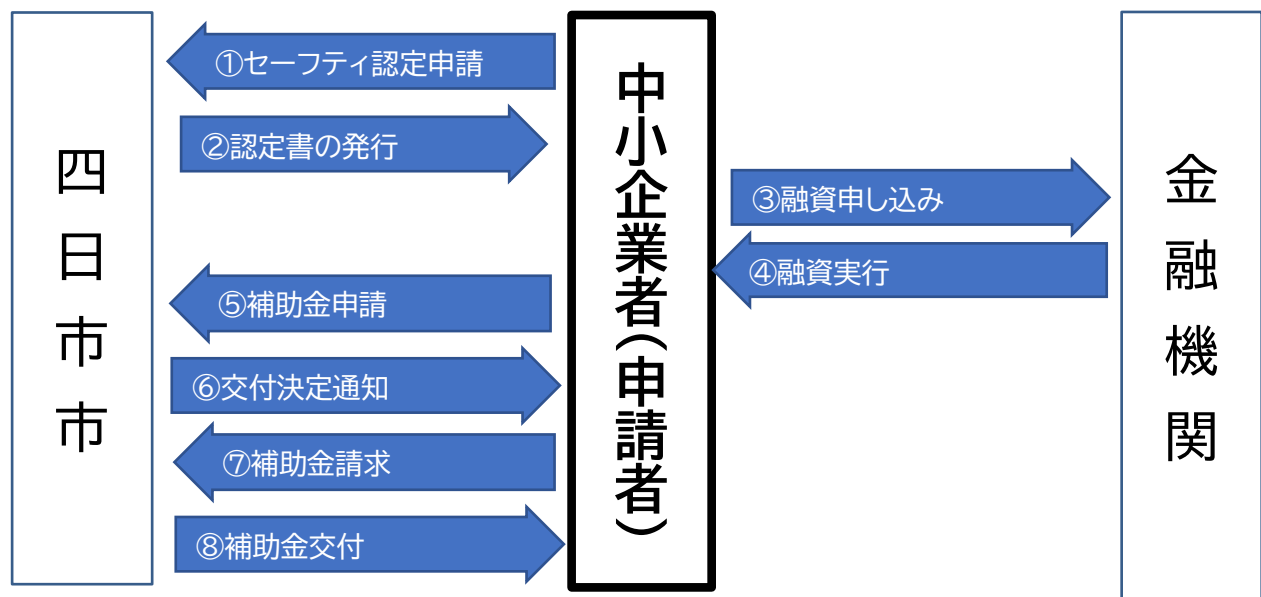
【対象者】

セーフティネット保証 4 号に関する融資の貸付実行を受け、三重県信用保証協会に保証料を支払った四日市市内の中小企業者（市税を完納している者に限る）。

【補助金の額】

貸付金額に対して 0.6 % 以内を補給率として計算して得た保証料相当額又は 100 万円のいずれか少ない金額。

【補助金交付までの流れ】



【補助金申請に必要な書類】

- ・ 申請書
- ・ 完納証明書（発行日から 3 月以内のもの）
- ・ 金融機関の発行する信用保証料受入証明書
- ・ 請求書

※その他、別途資料の提出を求める場合があります。



【申請期日】

令和 8 年 3 月 31 日まで（延長の可能性あり）

提出先
・
お問い合わせ

四日市市 商工農水部 商業労政課

〒510-8601 四日市市諏訪町 1-5 四日市市役所 7 階

TEL (059)354-8175 FAX (059)354-8307

Mail syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

市 HP <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>